

平成 2 3 年行政事業レビューシート (厚生労働省)										
事業名		国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費		担当部局庁		健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		昭和29年度		担当課室		疾病対策課		疾病対策課 山本 尚子		
会計区分		一般会計		施策名		Ⅳ－3－2 難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条		関係する計画、通知等		—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護に要する経費(生活扶助、教育扶助等)を同法第22条に基づき、国庫負担するものである。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護を行う。 【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条】 都道府県知事は、入所者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号))を除く。)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けられることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。 2 前項の規定による援護(以下「援護」という。)は、金銭を支給することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによって行うことができる。 3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。 4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。								
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	46	46	46	42	42		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	46	46	46	42	42		
		執行額		30	28	25				
		執行率 (%)		65.2	60.9	54.3				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
		成果目標を示すことは困難。 本事業は、法律に基づき生活困難な者に対する援護を行うものであるため。			成果実績		—	—	—	—
					達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		活動指針を示すことは困難。 本事業は、法律に基づき生活困難な者に対する援護を行うものであるため。			活動実績 (当初見込み)		—	—	—	() ()
単位当たりコスト		— (円／)			算出根拠	—				
平成23・24年度予算内訳	費 目		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活		42	42						
計		42	42							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	－	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題とされている。 ・本事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規程に基づく、らい予防法により一家の支柱となるべき者が入所させられた場合の代替措置として、その家族に対し、生活保護に準じた援護を行う制度に必要なものであり、適切に実施されている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく必要な事業であり、事業内容を精査しつつ、引き続き必要な予算措置を行うこと。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
－			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			

※平成22年度実績を記入

厚生労働省
25百万円

交付決定、支給に関する指導等



【委託】

都道府県(15)
25百万円

A 都道府県	
(内訳)	上位10者
沖縄県	7百万円
長崎県	4百万円
鹿児島県	4百万円
三重県	3百万円
大阪府	1百万円
兵庫県	1百万円
福岡県	1百万円
群馬県	0.9百万円
熊本県	0.9百万円
山口県	0.5百万円

生活保護法の基準に準じて援護を
実施

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.沖縄県			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
衛生費	賃金、旅費、需用費、役務費等	7			
計		7	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	沖縄県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	7		
2	長崎県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	4		
3	鹿児島県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	4		
4	三重県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	3		
5	大阪府	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
6	兵庫県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
7	福岡県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
8	群馬県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	0.9		
9	熊本県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	0.9		
10	山口県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	0.5		